

二段階審査を行う手続きと書類の提出期限一覧

	認可申請事項	事業計画書提出期限	根拠	申請書提出期限	根拠
幼稚園、 小学校、 中学校、 高校	(1) 学校の設置 〔組織変更による場合も含む〕	設置予定年度の前々 年度の11月30日	1条2項 〔4条〕	設置予定年度の前年 度の10月31日	1条1項 〔4条〕
	(2) 高校の学科又は課程の設置	設置予定年度の前年 度の6月30日	2条2項	設置予定年度の前年 度の8月31日	2条1項
	(3) 学則変更（収容定員増）				
	①施設の変更を伴う場合	増員予定年度の前々 年度の11月30日	6条2項	増員予定年度の前年 度の10月31日	6条1項
②施設の変更を伴わない 臨時定員増の場合	—	—	増員予定年度の前年 度の11月30日	附則7項	
専修学校	(1) 学校の設置 〔組織変更による場合も含む〕	設置予定年度の前々 年度の11月30日	3条3項 〔4条〕	設置予定年度の前年 度の10月31日	3条1項 〔4条〕
	(2) 課程の設置及び目的変更	設置予定年度の前年 度の6月30日	3条4項	設置予定年度の前年 度の8月31日	3条2項
	(3) 各種学校が専修学校に移行する場合の専修学校の課程の認可				
	①施設の変更を伴う場合	移行予定年度の前年 度の6月30日	3条4項	移行予定年度の前年 度の8月31日	3条2項
②施設の変更を伴わない場 合	—	—	同上	同上	
各種学校	(1) 学校の設置 〔組織変更による場合も含む〕	設置予定年度の前々 年度の11月30日	3条3項 〔4条〕	設置予定年度の前年 度の10月31日	3条1項 〔4条〕
	(2) 学則変更（収容定員増）				
	①施設の変更を伴う場合	増員予定年度の前々 年度の11月30日	6条2項	増員予定年度の前年 度の10月31日	6条1項
	②施設の変更を伴わない 臨時定員増の場合			増員予定年度の前年 度の11月30日	附則7項
設置者の変更	(1) 個人立等の幼稚園、専修学校、各種学校を学校法人立又は準学校法人立とする場合				
	①施設の変更を伴う場合	設置者変更予定の6ヶ 月前	5条2項	設置者変更予定の4 ヶ月前	5条1項 但書
	②施設の変更を伴わない場 合	—	—	同上	同上
	(2) 個人立等の幼稚園、専修学 校、各種学校の設置者変更 （(1)の場合及び設置者死亡の場 合を除く）	—	—	設置者変更予定の3 か月前	5条1項

※根拠規程「熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程」